

## 産後の母子を支援します(宿泊型・日帰り型の補助)

出産後のお母さんの体を安静に保ち、赤ちゃんが適切な養育を受けられる環境を整えられるよう、出産後の一定期間、母子で医療機関や助産所にて、宿泊または日帰りで必要な支援を受ける「産後ケア事業」を利用する際に、駒ヶ根市より補助が受けられます。

### 【対象者】

出産後、医療機関を退院した市内に住所のある産婦で、次の①～③のいずれかに当てはまる方

- ① 出産後の身体的な回復に不安があり、保健指導が必要な方
- ② 初産婦等であって、育児不安が強く、保健指導が必要な方
- ③ その他、産後の経過に応じた生活面等について、相談や支援を必要とする方

### 【支援内容】

医療機関・助産所の助産師による産後のお母さんの生活面の指導、母体・乳房の管理に関すること、沐浴・授乳等育児指導に関すること等(相談を含む)

### 【利用期間及び利用日数】

- ・利用期間は、原則として出産日から1年間となります。
- ・利用日数は、7日以内です。ただし、母子の状況等により、市が必要と認めた場合は、利用日数を14日まで延長することができます。

### 【実施機関】

施設名	所在地	サービス内容
駒ヶ根レディースクリニック	駒ヶ根市赤穂	宿泊型・日帰り型
幸助産院	駒ヶ根市赤穂福岡	宿泊型・日帰り型
野ノ花助産院	駒ヶ根市東伊那	宿泊型・日帰り型
おひさま助産院	駒ヶ根市赤穂北割二区	宿泊型・日帰り型
菜の花マタニティクリニック	伊那市日影	宿泊型・日帰り型
伊那中央病院	伊那市小四郎久保	宿泊型

※上伊那助産師会所属の助産所でも宿泊型・日帰り型が利用できる助産所があります。

### 【補助額と自己負担額】 ※利用料金は各医療機関・助産所ごとに異なります。

市から1日当たりの利用料の10分の7に相当する額を補助します。ただし、利用額の10分の7相当が限度額(宿泊17,500円、日帰り9,800円)を超える場合は、超えた分は利用者の負担となります。

※ミルクやおむつ、母の食事等にかかる費用は全額自己負担となります。

※生活保護世帯に属する方は、減免制度が利用できます。

### 【利用申請】

産後ケア事業を希望される方は、申請書にご記入の上、子ども課母子保健係までご提出ください。申請書は、実施医療機関またはホームページよりダウンロードしてご使用ください。

